五　船舶に備えられた船舶自動識別装置から自動的に送信される当該船舶の船名、船舶局識別、船種、船速等の情報が正確でないとき又は当該船舶が船舶自動識別装置を常時作動させていないときには、当該船舶を識別することができない場合があること。

六　船舶自動識別装置により行う情報の提供は、当該無線通信のふくそう状況により、適時に行うことができない場合があること。

七　第四条第一項第二号ハ(3)に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

八　第四条第二項第二号イ(1)及び(2)に掲げる事項に関する情報の提供は、情報提供可能海域に入った後速やかにセンターにおいて識別された船舶であって、センターからの呼出しに対し常に応答することができる状態にある船舶に対して行われること。ただし、特定船舶及び準特定船舶の航行が極めてふくそうする場合等にあっては、準特定船舶に対する当該情報の提供を行うことができない場合があること。

九　勧告及び指示は、海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法により行う場合があること。

十　情報の提供は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、センターにおいて観測された事実及び状況等を伝えるものであり、操船上の指示をするものではないこと。

十一　勧告は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を促すものであり、操船上の指示をするものではないこと。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成三十年一月三十一日から施行する。

（告示の廃止）

2　次に掲げる告示は、廃止する。

一　昭和四十八年海上保安庁告示第五十六号

二　昭和五十五年海上保安庁告示第百二十七号

三　昭和六十一年海上保安庁告示第八十三号

四　平成二十二年海上保安庁告示第百六十五号

五　平成二十七年海上保安庁告示第四十五号

別表（第七条関係）

	方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF無線電話	一　日本語の場合	H三E　一、六六五Hz　一〇W	日本語又は英語	一　日本語を用いる場合　毎時の〇分及び三〇分からそれぞれ一五分間
	二　英語の場合	H三E　二、〇一九Hz　一〇W		二　英語を用いる場合　毎時の一五分から一五分間
VHF無線電話	一　呼出し及び応答用	F三E　一五六・六五〇MHz（チャンネル一三）　一〇W F三E　一五六・八〇〇MHz（チャンネル一六）　一〇W	日本語又は英語	適時

官庁報告

国家試験

CBTによる平成29年度ITパスポート試験合格者

CBTによる平成29年度ITパスポート試験（11月実施分）の合格者を平成29年12月14日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成30年1月4日

経済産業大臣　世耕　弘成

二　通信用	F三E　一五六・六〇〇MHz（チャンネル一二）　一〇W F三E　一五六・六五〇MHz（チャンネル一三）　一〇W F三E　一五六・七〇〇MHz（チャンネル一四）　一〇W F三E　一六一・七〇〇MHz（チャンネル二二）　一〇W F三E　一五六・四七五MHz（チャンネル六九）　一〇W		
船舶自動識別装置	〇〇四三一〇二〇九（塩屋埼送受信所） 〇〇四三一〇三〇二（観音埼送受信所） 〇〇四三一〇三〇三（本牧送受信所） 〇〇四三一〇三〇四（浦安送受信所） 〇〇四三一〇三〇五（勝浦送受信所） 〇〇四三一〇三〇六（野島埼送受信所） 〇〇四三一〇三〇七（伊豆大島送受信所） 〇〇四三一〇三〇八（石廊埼送受信所） 〇〇四三一〇三〇九（犬吠埼送受信所） 〇〇四三一〇三一〇（龍王埼送受信所） 〇〇四三一〇三一一（金冠送受信所） 〇〇四三一〇三一二（磯埼送受信所）	英語	
電話	〇四五―二二五―九一三二 〇四五―二二五―九一三四 〇四五―二二五―九一三五	日本語又は英語	適時
インターネット・ホームページ	http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/	日本語	船舶から問い合わせがあったとき

備考　東京湾における船舶の航行の制限（航行の禁止を含む。以下同じ。）が行われた場合若しくは同制限が解除された場合又は東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等が発生した場合におけるMF無線電話による一般情報の提供は、MF無線電話の項実施時期の欄に掲げる事項によらず、適時その情報を提供する。